

## 水道料金等減免申請書

春日那珂川水道企業団企業長様

お客様番号 12345 - 001

申請者 住所 春日市原町2丁目30番地2

氏名 水道太郎 印

電話番号 092 ( 571 ) 7002

見本

水道使用者(上記と同一の場合は記載の必要はありません)

住所

氏名 印

電話番号

次のとおり、漏水修理工事が完了したので水道料金等の減免を申請します。

工事事業者記入欄 (適正な審査を行うため、太枠内にもれなくご記入ください。)

工事事業者が「その他」の場合は、誓約書及び工事写真(又は修理箇所図面)を添付してください。

工事事業者名 株式会社 ○ △ 設備		電話番号 ( 092 ) 571 - 7003	
		修理担当者名 水道 花子	
修理受付日	平成 24 年 4 月 1 日	修理完了日	平成 24 年 4 月 1 日
メーター番号	08A12345	修理完了時指針	-344-
修理箇所 (詳細)	●当てはまる項目の□にチェック(レ)をつけてください ① { <input checked="" type="checkbox"/> 給水装置 ・ <input type="checkbox"/> 給水装置以外(給湯器、受水槽等)の下流配管 } ② 屋外 ( <input checked="" type="checkbox"/> 地下 ・ <input type="checkbox"/> 地上 ) ・ 屋内 ( <input type="checkbox"/> 壁の中 ・ <input type="checkbox"/> 床下 ) ③ 詳細 (例) 便所床下配管の鋼管(PVS)腐食による漏水。HIVPで漏水部分を配管替え ( 台所床下配管の鋼管(PVS)腐食による漏水。HIVPで漏水部分を配管替え )		

※ 減免の対象となるのは、原則として1期分のみとなります。あらかじめご了承ください。

※ 以下の原因等による漏水については、水道料金の減免対象にはなりません。

- 蛇口からの漏水
- 水洗便所の洗浄装置の故障による漏水
- 湯沸器、浄水器、製氷機等給水装置以外の機器の故障や破損による漏水
- 受水槽以下の漏水(ボールタップの故障を含む。)
- 不正工事に起因する漏水
- その他漏水の原因が使用者の責任によるもの  
ただし、③④に関しては、砂かみ漏水、地下漏水又は地下漏水に準ずる漏水及び埋設管等の表現漏水で発見が困難な状態であった場合の漏水を除きます。

受付印

## ※お客様へお願い

この書類を直接、春日那珂川水道企業団(下記)へご持参いただくか、又はご郵送をお願いします。  
なお、水道料金等減免申請の審査結果については、後日書面によりご通知致します。

〒816-0804 春日市原町2-30-2 春日那珂川水道企業団 料金課 092-571-7002

決裁	係	係長	課長補佐	課長

(企業団記入欄)

お客様番号	—	用途	家事用・家事以外用	口径	mm
減免対象期	平成 年度 期 (偶・奇)	平成 年 月 日	検針分	受付番号	—

審査結果 (認定・不認定)

	今回使用水量		水道料金	下水道使用料	合計金額(請求額)
更正前	上水 m <sup>3</sup>	下水 m <sup>3</sup>	円	円	円
更正後	上水 m <sup>3</sup>	下水 m <sup>3</sup>	円	円	円

【計算式】

基準水量 m<sup>3</sup> ( 前3期平均・前年同期・日割り・その他 )

※下水道については別紙により、m<sup>3</sup>とする